

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00184299

2023年11月28日

発信課	土木部雪対策課
担当者	土木部雪対策課 時田, 熊澤
連絡先	電 話 0166-25-6225
	F A X 0166-24-7010
	E-mail yukitaisaku@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [○] その他 []
日 程	令和5年12月1日 15時00分 ~ 令和5年12月1日 15時30分
発表項目 (行事名)	旭川市雪対策基本条例のキックオフミーティングの開催について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>本市では、雪対策を推進し、将来に渡り安定した除排雪体制を確保していくため、令和5年9月15日に旭川市雪対策基本条例を制定した。条例制定を機に、雪対策に関わる各管理者が集まり、除雪作業の妨げとなる雪出し行為を始め、様々な課題に対し連携して取り組み、円滑な冬の交通網を確保することを、改めて確認するためキックオフミーティングを開催する。</p> <p>1 日時 令和5年12月1日 15時00分から30分程度 (開始10分前には受付をお願いします)</p> <p>2 場所 旭川市役所 総合庁舎7階 大会議室C</p>
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道(取材)に当 たってのお願い	
備 考	

旭川市雪対策基本条例のキックオフミーティングの開催について

1 開催の目的

本市が掲げる除排雪先進都市を目指すために、国、北海道、旭川市の道路管理者において、道路除排雪に関する協定を締結し、道路除雪連携会議を重ねながら、主要交差点の渋滞緩和に向けた除排雪作業の取組強化を行うなど、これまで連携を深めてきたところであるが、一方では、担い手不足や大雪など気象状況の対応に加え、道路や河川への雪出しによる状況の悪化など多くの課題が生じている。

本市では、こうした状況を踏まえ、雪対策を推進し、将来に渡り安定した除排雪体制を確保していくため、令和5年9月15日に旭川市雪対策基本条例を制定*した。

条例制定を機に、雪対策に関わる各管理者が集まり、除雪作業の妨げとなる雪出し行為を始め、様々な課題に対し連携して取り組み、円滑な冬の交通網を確保することを、改めて確認するためキックオフミーティングを開催する。

※参考（条例本文のうち目的と連携分を抜粋）

令和5年9月15日旭川市条例第50号

旭川市雪対策基本条例

（目的）

第1条 この条例は、道路の除排雪をはじめとする雪対策が、冬期の快適な市民生活や、円滑な経済活動を営む上で非常に重要であることに鑑み、雪対策に関し市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、雪対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、雪処理のルールへの遵守及びマナーへの意識を高め、雪対策に協働して取り組み、もって誰もが安心して暮らすことができる冬期の生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（関係機関との連携）

第8条 市は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、国、北海道その他の関係機関と連携し、又は協力を求めるものとする。

2 日時

令和5年12月1日（金）15時00分から30分程度
（開始10分前には受付をお願いします）

3 会場

旭川市役所 総合庁舎7階 大会議室C

4 出席者

北海道開発局旭川開発建設部
北海道上川総合振興局
北海道警察旭川方面旭川中央警察署
北海道警察旭川方面旭川東警察署
旭川市

[問い合わせ先]

担当者 旭川市土木部雪対策課 時田、熊澤
連絡先 電話 0166-25-6225
F a x 0166-24-7010
E-mail yukitaisaku@city.asahikawa.lg.jp